

若者を狙った消費者トラブルに注意

今年の4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。高校生であっても18歳の誕生日から成人となります。社会経験が浅く、契約を取り消せない「新成人」を狙ったトラブルに注意しましょう。

消費生活センター
☎443-9078

【こんな契約トラブルに注意！】

定期購入トラブル

1回だけのつもりが定期購入に

SNSの広告を見てお試し価格100円のサブリを注文した。1カ月後に同じ商品が届き、定価8,000円の請求書が入っていた。6カ月の定期購入であることが明記されているため、7カ月以降にしか解約できないと言われた。

マルチ商法トラブル

残ったのは借金と売れない商品の山

SNSで知り合った人から、会員になって健康食品を知人に売るだけで儲かるビジネスに誘われた。すぐに元が取れるというので、消費者金融で借金をしたが、まったく儲からず、手元には商品の在庫と借金が残ってしまった。

///////////////////////トラブルに遭わないために///////////////////////

その場で契約しない、契約する前によく考える

当日の契約は避け、いったん帰宅するなどして慎重に検討しましょう。契約を急がせる業者はきっぱり断りましょう。

儲け話を信じない

「確実に儲かる、簡単に大金を稼げる」という話をうのみにしないようにしましょう。また、友人を巻き込んでしまうと、信用を失いかねません。

※ 契約によっては、取り消しや解約ができる場合があります。一人で抱え込まず、少しでも不安に思った場合は、消費生活センターへご相談ください。